

令和元年度 第8回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和元年11月11日 午後1時30分
3. 場 所 ろくじ館会議室
4. 議 題 議案第23号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第24号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)
議案第26号 農業振興地域整備計画変更に伴う意見の聴取について (諮問)
5. その他
6. 出席委員
農業委員
1 番 山内 亮一 2 番 長野 和代 3 番 中村 幸信
4 番 松本 茂 5 番 平井 豪 6 番 奥名 政成
7 番 清住 昇 8 番 佐藤 礼治 9 番 福永 浩紀
10 番 岡本 篤幸 11 番 五嶋 靖 12 番 中村 峯子
13 番 島津 和徳 14 番 本田 廣正
農地利用最適化推進委員
西村 孝生 井上 良治 田上 安幸 河嶋 隆雄 本田 忠文
志垣 保博 伊佐 浩二 坂本 秀孝 坂本 導成 緒方 寛二
上村 敦之
7. 欠席委員
農業委員
9 番 福永 浩紀
農地利用最適化推進委員
河嶋 隆雄
8. 議事録署名人

2番 長野 和代

3番 中村 幸信

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田裕一郎

会 議

1. 開 会

事務局 それでは、ただいまから総会を始めたいと思います。

まずは、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名です。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することをご報告いたします。

ただいまから令和元年度第8回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長あいさつ。

事務局 ありがとうございます。

議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、2番委員の長野和代委員と3番委員の中村幸信委員にお願いします。

事務局 議事に入りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、岡本会長をお願いいたします。

会 長 それでは、議題第23号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第23号、農地法第3条許可申請書審議について。

農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和元年11月11日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

会 長 議案審議を行いたいと思いますが、番号1から4につきましては相手方(譲受人)が同一なので、一緒に審議したいと思います。

5番委員の平井豪委員から説明をお願いします。

○5番 それでは、番号1番から番号4番について、説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 申請土地の位置について、事務局から説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きます、5番委員の平井委員から、番号1から番号4までの申請について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○5番 番号1から番号4について、申請された内容を、農地法に照らし問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、コンバイン、管理機等を所有しており、全ての農地を効率的に利用される計画ですので問題ないと思われま

③については、該当しません。

④については、今後、新規就農者として農業に参入するため、従事日数は200日程度と計画されており、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については、取得後の耕作面積が6,481平方メートルで、下限面積をクリアしま

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われま

会 長 現地調査を行ってありますので、13番委員の島津委員から説明をお願いします。

○13番 先月の10月31日に会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回申請されている農地は大字上揚字山下にある農地17筆で、申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、13番委員の島津委員から現地調査の報告、5番委員の平井委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

会 長 山内委員、どうぞ。

○1番 今までは、農業はされていなかったということでしたので現在の耕作面積はゼロですけど。今回、農業を始めるということですが機械はどうされるのですか。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 この申請人は、現在は会社に勤められながら父親の農業の手伝いをされていますが、今回、新規に農業に参入したいということでお父さんが借りられる。

機械は親子共同で利用するというので、計画されています。

会 長 山内委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 ほかにはありませんか。はい、どうぞ。

○14番 よろしいですか。ここの圃場が狭いですよね。それに対しては、対価の米1俵は払うのが難しいのではないかと思います。個人的な意見になりますけど。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 小作料の米1俵というのは1,000平米当たりということでございますので、圃場の広い農地で生産する量と、あるいは圃場狭い農地が集まって10アール当たりの生産量とを比べれば、若干、面積が狭い農地での生産量は落ちるかもしれませんが、本人さんたちがこれで納得されているということでございますので、払えないということではないと思います。

委員ご心配な点はあるかと思えますけども、農地を貸される側にとってはいいことじゃないかなと事務局では思っています。

○14番 私は、借りられる方は大変かなということと言いたかったのですよ。

会長 本田委員、よろしいですか。

○14番 はい、いいですよ。

会長 ほかに何かご意見はありませんか。

それでは、採決を行いたいと思います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1から番号4については、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号5につきまして審議したいと思います。

それでは、13番の島津委員から説明をお願いします。

○13番 それでは、番号5番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会長 続きまして、13番委員の島津委員から、所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○13番 それでは、所有権移転(有償)について、申請された内容を、農地法に照らし問題がないか説明いたします。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、田植え機、コンバイン、管理機等を所有しており、全ての農地を効率的に利用される計画ですので問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度となっており、所有後は農地を適正に管理する計画も立てており、問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が1万877平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

会 長 現地調査を行っていますので、12番委員の中村委員から説明をお願いします。

○12番 先月10月31日に会長、島津委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は大字西寒野字平谷にある農地1筆で、申請地にはクリを植えられており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま12番委員の中村委員から現地調査の報告、13番委員の島津委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

それでは、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号6につきまして審議したいと思いますが、番号6の相手方(譲受人)はここにおられます最適化推進委員の坂本さんです。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限該当するため、審議が終わるまで退席をお願いいたします。

(坂本委員退出)

それでは、14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 番号6について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、14番委員の本田委員から、所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○14番 それでは、所有権移転(有償)について、申請された内容を、農地法に照らし問題がないか説明いたします。

①については、取得する土地には小作契約はありません。

②については、トラクター、田植え機、コンバイン、管理機等を所有しており、全ての農地を効率的に利用される計画ですので問題ないかと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度となっており、取得後は農地を適切に管理する計画を立てており、問題ないかと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積は6万8,074平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないかと思われます。

会 長 現地調査を行っていますので、13番委員の島津委員から説明をお願いします。

○13番 先月の10月31日に会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は大字田口字大原にある農地1筆で、申請地には大豆の作付を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま13番委員の島津委員から現地調査の報告、14番委員の本田委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

意見もないようでございます。それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号7につきまして審議したいと思います。

それでは、同じく14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 番号7番について、説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、14番委員の本田委員から、所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○14番 それでは、所有権移転(有償)について、申請された内容を農地法に照らし問題がないか、説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、田植え機、コンバイン等を所有しており、全ての農地を効率的に利用される計画ですので問題ないかと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度となっており、取得後は農地を適切に管理する計画も立てており、問題ないかと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が9万3,943平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないかと思われます。

会 長 現地調査を行ってありますので、12番委員の中村委員から説明をお願いします。

○12番 先月10月31日に会長、島津委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地

は大字田口字池田にある農地2筆で、申請地nは米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会長 　　ただいま12番委員の中村委員から現地調査の報告14番委員の本田委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

　　これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かご意見はありますか。

　　それでは、意見もないようでございますので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

　　全員賛成と認めます。番号7については、原案どおり許可することに決定をいたします。

　　番号8から番号14につきましては相手方（譲受人）が同一なので一緒に審議したいと思いますが、番号8から番号14番の相手方（譲受人）は最適化推進委員の田上さんです。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限に該当するため、審議が終わるまで退席をお願いいたします。

　　それでは、8番委員の佐藤礼治委員から説明をお願いします。

○8番 　　番号8から番号14番について説明したいと思いますが、非常に筆数が多いので、申請土地の状況については簡略して説明してよろしいでしょうか。

会長 　　はい。

○8番 　　それでは、説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

会長 　　それでは、申請土地の位置について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　　申請土地の位置の説明。

会長 　　続きまして、8番委員の佐藤礼治委員から、番号8から番号14までの申請について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○8番 　　番号8から番号14までについて、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。

①については、取得する農地に小作契約はありません。

②については、トラクター、コンバイン、田植え機等を所有し、全ての農地を効率的に利用される計画ですので問題ないと思われま。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度と記載されており、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま。

⑤については、取得後の耕作面積は6万6,924平米となり、下限面積をクリアしま

す。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

会 長 現地調査を行っていますので、13番委員の島津委員から説明をお願いします。

○13番 先月の10月31日に会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回申請されている農地は仁田子、大町、横田、船津にある農地26筆で、申請地には米、WC S用稲、飼料作物の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま13番委員の島津委員から現地調査の報告、8番委員の佐藤委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと詳しく説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

はい、中村委員。

○3番 新規農業者の土地面積はどれぐらい持っておかなければならないという決まりはあるのですか。

会 長 事務局、お願いいたします。

事務局 新規ですよ。皆さん、ラミネートをお持ちだと思いますが、ここに権利取得が農家の場合、つまり農業をする場合ですけど、この番号の5番目、これで取得後の面積が5反以上となっています。

○3番 5反以上。

事務局 これは新規だけではなくて、農業をするとなれば5反以上の面積を有しないと農地を自分のものにできない、あるいは借りたりできないということになります。

例外的に、相続は権利で行いますので、5反なければ取得できることになります。

○3番 それは自分の農地で、賃貸でも良いわけでしょう。

事務局 賃貸をする場合については、最低でも5,000平米以上にならないとできない。

○3番 5,000平米。

事務局 はい。相続は権利ですので、それは例外的になります。

○3番 自分のものと、他から借りて。

事務局 親から相続するときは、面積の制限はありませんが、農地を借りる、あるいは買うということになれば、5,000平米にならなければならないと規定されています。

この規定は、農地法で下限面積として定められていますが甲佐町農業委員会では、まだこれを遵守しております。

下限面積の変更もできますが、変更する場合は県と協議をして決める必要があります。本町には中山間地域もありますが、この中山間地域は農地の面積も少ないので、そういう地域を持っておられるところについては30アールとか、下限面積を下げられた農業委員会もありますけども、うちの場合はまだ5反としています。

- 3番
事務局 5反ですね。
はい。説明が長くなりましたが、農地を取得したり借りたりする場合については5,000平米が基準ということで覚えておかれてください。
- 会 長 中村委員、よろしいですか。
- 3番
会 長 わかりました、はい。
そのほかに何かご意見はありませんか。
それでは、意見もないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号8から番号14までについては、原案どおり許可することに決定いたします。
それでは、議案第24号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題とします。
- 事務局 議案第24号、農地法第5条許可申請書審議について。
農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。
令和元年11月11日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
- 会 長 議案第24号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1について審議したいと思います。
13番委員の島津委員から説明をお願いします。
- 13番 議案第24号、農地法5条の規定による許可申請審議調書、番号1番について説明。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の理由・契約の種類を読み上げ)
- 会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
事務局 申請土地の位置の説明。
- 会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、13番委員の島津委員から説明をお願いします。
- 13番 それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。
お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」をごらんください。
①については、今回の申請農地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、農村基盤総合整備事業の区域内に存在する農地に該当するため、第1種農地に該当しますが、例外規定である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するために、例外的に許可することが可能と思われれます。このため、農地法第4条6項の第1条のイ及びロには該当しません。
②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については、資金計画、融資証明も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、造成計画はありますが土砂の流失防止策として擁壁の設置を計画されており、隣接する農地に支障を及ぼすおそれがありません。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当いたしません。

会 長 現地調査を行っていますので、12番委員の中村委員から説明をお願いします。

○12番 先月10月31日に会長、島津委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、農村基盤総合整備事業の区域内の存在する農地に該当するため、第1種農地に該当すると思われます。

今回の申請地は、造成計画はありますが土砂の流失策も講じられており、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用により周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま12番委員の中村委員から現地調査の報告、また13番委員の島津委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

佐藤委員、どうぞ。

○8番 契約の種類で無償となっていますが、譲渡人と譲受人の関係を説明してなかったかと思えますけれども。

会 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 申請人と相手方との関係ということですが、この譲受人は譲渡人の娘さんの旦那さんになります。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。

○8番 はい、わかりました。

会 長 そのほか、何かご意見ございませんか。

それでは、意見がないようでありますので、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1につきましては、当農業委員会としましては「許可相当」の意見を付して県へ送付をいたします。

続きまして、番号2について審議したいと思います。

14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 番号2番について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み

上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。
事務局 申請土地の位置の説明。
会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、14番委員の本田委員から説明をお願いします。

○14番 それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。
お手元のラミネート資料の「転用申請に係る可否の判断」をごらんください。
① については、申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。このために、農地法第4条第6項第1号イ及びロには該当しません。
② については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。
③ については、追認案件のために事業は既に完了しています。また、今回の申請が墓地であるために保健所の許可が必要になりますが、許可する旨の連絡が来ております。
④ については、造成計画もなく整地する程度であるため、土砂の流失、崩れ等もなく、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。
⑤ については、今回の申請は仮工作物でないために該当しません。なお、申請の目的が熊本地震で被災した墓地を新たに建設する必要があったために、既に工事を完了されており、始末書も添付されています。

会 長 現地調査を行っていますので、13番委員の島津委員から説明をお願いします。
○13番 先月の10月31日に会長、中村委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。
申請地は、中山間地等に存在する小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。今回の転用申請は、造成計画もなく整地される程度で、土砂の流失、崩壊など、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用により周囲の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま13番委員の島津委員から現地調査の報告、14番委員の本田委員から転用申請に係る可否の判断で農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。追認案件等、詳しく説明がありましたのでおわかりになったかと思えます。何か発言はありませんか。

それでは、発言もないようでありますので、本件に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認めます。当農業委員会としましては、「許

可相当」の意見を付して県へ送付してまいります。

以上で3条案件、それから5条案件までは終了いたしました。

10分ぐらい休憩しましょう。

(休 憩)

会 長 それでは、再開いたします。

続きまして、議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和元年11月11日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次のページをお願いいたします。

甲農第1335号、令和元年10月30日。

甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次の20ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和元年度第7回でございます。まずは、農用地利用集積計画の総括表でご説明いたします。

今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定、6年の畑が2筆の1,141平米です。また、賃借権の新規といたしましては、5年の田が1筆の1,705平米、6年の田が4筆の7,158平米、10年の田が4筆の4,169平米となっています。このため、賃借権の小計といたしましては、田が9筆の1万3,032平米、畑が2筆の1,141平米となります。

使用賃借権につきましては再設定、新規ともございませんので、今回の利用権設定の合計といたしましても、田が9筆の1万3,032平米、畑が2筆の1,141平米となります。

委員の皆様には審議していただきますのは、この新規の案件9筆となります。詳細は事務局から説明をいたします。

会 長 それでは、議案第25号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを議題とします。

それでは、番号1番につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 番号1について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号1の相手方である譲受人は認定農業者で、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は米を栽培されています。今回の申請地にも米の栽培を計画されており、集積後は効率よく運営できると思われま

会 長

ただいま事務局から番号1について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ご意見ないですか。

それでは、質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号2について審議したいと思いますが、番号2の相手方(譲受人)はここにおられます最適化推進委員の井上さんです。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限に該当するため、審議が終わるまで退席をお願いします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

番号2について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

次に、相手方の状況について説明。

番号2の相手方である譲受人は認定農業者で、西寒野集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は米、野菜を栽培されています。今回の申請地にも米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

会 長

ただいま事務局から番号2について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3、番号4につきましては相手方(譲受人)が同一なので一緒に審議したいと思いますがこの案件の相手方(譲受人)は農業委員の奥名さんです。

農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限に該当するため、審議が終わるまで退席をお願いします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

番号3、番号4について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号3番、4番の相手方である譲受人は認定農業者で、糸田集落の人・農地プランに位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は米、麦、大豆、柿を栽培されています。今回の申請地にも米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

会長

ただいま事務局から番号3、番号4について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

それでは、意見もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3、番号4については、原案のとおり承認します。

続きまして、番号5について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

番号5について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号5の相手方である譲受人は元白旗の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は米、麦、大豆を栽培されております。今回の申請地にも米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

会長

ただいま事務局から番号5について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

意見もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5については、原案のとおり承認をいたします。

それでは、番号6について審議します。

事務局から説明をお願いします。

事務局

番号6について、説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方の状況について説明。

番号6の相手方である譲受人は御船町で認定農業者を取得され、担い手として農業を頑張っておられます。また、本町でも多数の農地を借り入れられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は米、麦を栽培されています。今回の申請地にも米、麦の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま。

会 長

ただいま事務局から番号6について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

はい、どうぞ。

○14番

議事とはあまり関係ないかとは思いますが、今回の申請地を保全管理される集落は府領地区になるのですよね、しかし、申請されている今回の相手方は他の地区の方ですよね。その辺はどう考えられるのだろうかと思えます。

要するに、用排水路の維持管理のための区役は保全区のエリアでやっているのですよね。ここには大きい排水路があるのですが、その管理はどういうふうに行われているかと思えます。

会 長

事務局、何かありませんか。

事務局

この件については、前回もご質問があったかと思えますけれども申請に係る権利取得が農家の場合というところの⑦番に該当するか否かということです。

地域との調和要件で、保全をするときに保全活動に参加されないとかで、地域営農に支障があるのかなのか、ないのか、もしあるということであれば、委員の皆さんが許認可の権限をお持ちでございますので、許可はできないという判断をされて結構だと思えます。

○14番

これは非常に難しい問題なのです。現在、府領地区には何筆か小作の方がおられます。城南の人が。

事務局

ええ、他地区の方ですね。

○14番

その辺は今どうされているのか。

事務局

どうされると言われても。

○14番

いや、だって、うちの田口の場合は、他地区から来て耕作されている人に対しては保全管理費を請求しているのですよ、歩合制で。そういうふうにシステムを組ん

でいるのですよ。ここは府領地区ですから、府領地区で保全しているのであれば、保全の費用は府領に入ってきているのですよね。

会 長
事務局

ちょっと。事務局。

冒頭でお断りをされましたけども、今回の申請とは関係ないというようなお話です。保全費を取る、取らないというのは区で決められれば結構だと思います。

現在、本田委員は区長もされていますのでそういう発言をされたのかと思いますけども、農業委員会としては、農地の権利移動については農地法に基づいて七つの許可要件で判断をしています。これに違反するようなことがあれば、許可はできないとなっております。

この判断については、農業委員さんたちの権限です。

保全費として取るのかどうかというのは区で決められることで、この農業委員会でそれは取っても良い悪いかの判断はできない。

農業委員会の判断としては、地域営農に支障があるのか、そうでないのかということで許可、不許可の判断をお願いしたいと思います。

○ 8 番
事務局

その内容がわからんと判断のしようがなかわけですよ。

そういうことであれば、それぞれの担当農業委員さんがおられますので、地域営農に支障があるのかないのか、もっと詳しく調べていただく必要があると思います。

地域の現状としましては、農業をされている方が高齢になって、今までは地域内で貸し借り等ができていたかもしれませんが、今後は地区外の方も入ってこられる可能性もあります。

今後の事務局の対応としましては、受け付け時点で区役等の対応はどうされますかというのはお尋ねをしておきたいと思います。

○ 8 番

農地の貸し借りについては、個人のつながりも関係するので一概には言えないですけれども、地域の農業者の高齢化の問題等もあって法人化するのが一つの目的として組織されているのではないのですか。

本来ならば近くの法人に耕作してもらう、府領の方でも近くですので、そういうところを利用した形の方が理想的と思うのですが、そこは地域にお任せしたいと思います。

事務局

委員さんがおっしゃるのはもっともです。それぞれの組織の考え方で、このぐらいは引き受けられるが、これ以上はできないというのがあると思います。

本来は、近くの方が借りられたら一番いいと私たちも思いますけども、農家の皆さんの考えは、知り合いとか、親戚の方とに貸したいという思いも強いようです。

ここには、法人の組合員さんや役員さんもおられますのでそういうのは重々ご承知と思われますけれども、それぞれの地域にはそれぞれの実情というのがあると思います。

会 長 今、いろいろ意見が出ていますが、この案件は相手方の人は御船町役場におられたと私は記憶にあります。地震で自宅が壊れて、城南にお住まいで、甲佐町の農地を借りて農業をされている方だと思いますが、どういう関係で貸し借りをされているかはわかりませんが。

○14番 事務局長 この貸している方も、もう農作業ができないから貸されると思います。その情報は、事務局でも把握しています。

会 長 ●●さんですか。

事務局 はい。

○7番 私たちの集落では、区長さんを通じて地域外からの小作者については金額を決めて対応させてもらっているのですが、佐藤委員がおっしゃったように、お互いに仲間同士でやりとりをされたりすると、年末には徴収に行かなきゃなりませんけど、結果的には分からない状況で集金ができません。

農地中間管理機構を利用する申請の場合には、こういう方につくってもらっているという連絡をとってもらおうようにすると、地域とのいろんな結びつきがよくなると思うのですがね。いかがでしょうか。

私たちの集落では、何かあったときは区長さんが対応をされるのです。

区長さんは、法人の実情もわかっておられるのです。

○1番 私たちのところでは、法人が独自でやっています。農事組合法人です。

○14番 でも、府領地区には営農組合もないし、法人もないです。認定農業者が2名だけです。

会 長 ●●さんとは、面識はなかったの？

○2番 ありますよ。

○14番 面識は、あるのかもしれませんがここは地区的には府領の地区になるのですよね。この辺りは、砂利を掘っていますので実は湿田ですよ。

だから、それを知らずにおそらく借りられているのだと思います。

今、水がいっぱいたまっていると思いますけれど。

事務局 いや、隣をつくっておられますので知っておられます。

○14番 知っておられるの？

事務局 そうです。知った上で耕作をしたいと言われています。

○14番 問題は、先ほどからあっているように、やっぱり維持管理ですよ。その辺も条件にすれば良いのではないかな。そういうのが発生する可能性がありますよということ意見を述べたのですよ。

○2番 ただ、府領の場合、今年、区長さんが変わられましたので。

○14番 そうですか。

○2番 役員さんたちが全部交代されましたので、その詰めの話がされているかどうか

は知りません。ただ、区役に来ないと罰金を取らます。

○14番 罰金制はあるのですよね。その辺を決められておられるならいいですけど。

○2番 はい、府領地区に住んでいてお米をつくっていても、高齢だから区役に出ないという人はいるのです。そういう人からも罰金は取られています。

○14番 罰金を取るのでしょうか。

○2番 他の地区の人からも取っていると思います。今年、役員さんの全てが変わられましたので、詳しくは知りません。金額についてですけど。

○14番 だから、その辺を伝えるという条件つきであれば私は別に問題ないと思います。

○7番 ただ、事務局が言われたように、やっぱり法人も出来たばかりで、受け皿が少ないというか受ける面積というのが今のところなかなか難しい状況です。組織ができていても、集落全体をまとめるような力や能力がないので、区域外から入ってくるという人が多くなってきているわけです。

○3番 この案件に関しては、今の話では、府領地区をつくられておられる実績もあって、問題は今まで出てないのでしょうか。それなら良いのではないですか。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 この案件につきましては、相手方（譲受人）の農地の隣の農地が耕作されていないので、その農地は貸されないのかということで事務局のほうに連絡がありました。このため、長野委員さんに打診をしてもらったところ、貸そうかということで今回の案件になったところです。

先ほどの佐藤委員のご質問ですけれども、この方については区役に出られないとか、畔の草刈りをしないととかという苦情については、事務局のほうには来ていません。

会 長 いろいろ意見も出ていますが、私たちが審議する上では区の取り決めについては特に必要としません。

ただ、区との関係で問題が生じるかもしれませんので、申請等が上がってきた場合、事務局でも、備考欄といいますか、何かコメントを記載してもらうとより効率的な判断ができると思います。

いろいろ意見もありましたが、本件について採決を取りたいと思います。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。番号6については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、議案第26号、農業振興地域整備計画変更に伴う意見の聴取についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第26号、農業振興地域整備計画変更に伴う意見の聴取について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、別

紙のとおり諮問があったため、意見の決定を求めるものでございます。

令和元年11月11日提出、甲佐町農業委員長名でございます。

次のページをお願いいたします。

甲農第1309号、令和元年10月25日。

甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。

農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について（諮問）。

このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農地法上問題ないか諮問いたします。

詳細については、事務局から説明いたします。

事務局 この諮問案件は、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更ということですが、まずは農業振興地域制度の概要について説明してから諮問内容について説明したいと思います。

農業振興地域制度の概要について説明。

それでは、今回の諮問案件番号1について説明します。

（変更しようとする土地の所在・農用地区域の番号、用途区分、変更後の土地の用地、変更しようとする理由）

次に、申請農地の位置の説明。

事業の概要について説明。

会 長 事務局から農制度の概要及び今回の諮問について説明がありました。

これは大きい問題でございますが、何かご質問はありませんか。

はい、どうぞ。

○7番 この農地については、震災後3年ぐらい何もつくられていないような状況です。

これは、地震で地盤が下がって排水がきかないということもあって今荒れたままになっています。

今回、この図面を見たら住宅ということできちっと計画されているようで、地元としてはほっとしたような感じもあります。

こういう形ができれば大変喜ばしいことかなと私ども地元としては思っておりますので、よろしく申し上げます。

○1番 ここは地震の災害復旧の申し込みは出されたのですか。

○7番 地権者が県外におられますので。

○1番 県外におられるのですか。

ということは、復旧はできないのですかね。

○7番 ここの芝原地区は、自分たちでする自力復旧を営農組合でされたものですから、遠方におられる農地については、抜けているところが何カ所もあるのですよ。

地元において、賛同を得た方は営農組合の中できれいにできておりますけども、こ

の方のように遠方におられた方のところはまだ残っています。こういうのが今、非常に問題になってきているような感じです。災害復旧にも出されなかったのです。

○6番 この農地は、糸田の方がつくりおられたでしょう。災害復旧にはだされてなかったのですか。

事務局 そうみたいです。

会 長 それで、私たちもこの農地については気をもんでいました、あれじゃ困るなという事で。今、副会長が言ったように、今後は何か手だてをしなければならぬという話をしていたのですよ。そのやさきに今回の話が上がってきたので、大きい問題ではありますが。誰も耕作しないということでは、荒れ放題になるばかりですので、心配していたのですよ。

○6番 やっぱりこれだけ耕作放棄になると、周りの人たちが困られますよね。

会 長 です、ほんとう。

○6番 今後は、管理できない人も多くなるだろうから、こういう形で開発されていくなれば良いのではないかと思います。

会 長 そうですね。町の定住促進にも貢献できると書いてありますように、そういうことにつながっていけばいいのかなと考えています。

○1番 そうならば、農地・水保全事業の対象から外さなければならぬのでは。

○7番 芝原地区は、資源保全活動の取り組みはしていないはずです。

○1番 土地改良区が何かしてあるような感じだったものでしたから。

○7番 資源保全会に入っていないというか、芝原自体がこの活動はやっておられない。

それと、ここの農地の排水は県道をまたいで排水する関係で、田んぼが低くなっているため、客土をしなければとてもじゃないが、排水はできない。

○1番 県道をまたいでの排水ですね、それでは、おいそれとはできませんね。

会 長 ただ今、いろいろ意見も出ていますが、そういう状況にあります。

今回、甲佐町長から農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更についてということで諮問が来ています。

農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更、つまり農振農用地から除外した場合転用は可能かということですが、何かご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようでございます。この件につきまして、転用するに問題がないか決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、当農業委員会としましては、諮問案件番号1については転用するに農地法上問題なしということで甲佐町長へ答申したいと思います。

続きまして、番号2を審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

- 事務局 諮問の番号2について説明。
(変更しようとする土地の所在・農用地区域の番号、用途区分、変更後の土地の用地、変更しようとする理由)
次に、場所の説明。
次に、事業内容について説明。
- 会長 ただいま事務局から農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について、甲佐町長からの諮問の案件の番号2について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見はございませんか。
質問もないようでございます。それでは、この件につきまして、転用するのに対して問題がないか決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。それでは、当農業委員会としましては、諮問案件の番号2については、転用するのに農地法上問題なしということで町長へ答申したいと思います。
それでは、続きまして、番号3についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、番号3について説明。
(変更しようとする土地の所在・農用地区域の番号、用途区分、変更後の土地の用地、変更しようとする理由)
次に、場所の説明。
次に、事業の概要について説明。
- 会長 ただいま事務局から農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、甲佐町長から諮問の案件の番号3の説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見はないでしょうか。
はい、どうぞ。
- 1番 申請者の親も特例でそこに家を建てておられるのですかね。
事務局 この申請者の親御さんがいつ建てられたかはわかりませんが、この10ヘクタール以上の広がりがある1種農地というのは平成21年の農地法の一部改正で変わっています。それ以前に建てておられれば20ヘクタール以上が1種農地でしたので、この農地の広がりには20ヘクタールまではないので、2種農地ということで建設は可能ということで建てられたのかなという思いはします。
- 1番 周りには家は点在していますよね。
事務局 点在してあっても、2種農地であれば、先ほどから言いますように、ほかの土地を供することによってその事業の達成が見込まれるということであればできないとなっていますけども、ほかにはないということであれば転用はできるということで

ございます。ですので、そこは1種農地ではなかったのではないかと思います。

○1番 経費を考えると、他の土地を買うよりもそのほうが建てやすいのかなとは思いますが、
事務局 すけどね。

事務局 はい、おっしゃられるとおりです。しかし、農地法上は土地を基本に考えますので、
買う、買わないというのは何も関係ないことです。

○1番 経済状態から考えれば、やむを得ないというのもあるのでしょうか。ほかの
事務局 ところを選ぶには費用もかかりますので。

事務局 委員さんの言われるのは分かりますけれども、事業の資金が不足するとか、事業
の実現性がない場合、転用の許可はできないとなっています。事業の実現性が重要
になりますので、資金面は潤沢に持っていないとなかなかできないことになります。

○1番 金が思うようにないと土地を買ってまで家は建てられなし。資金次第になってし
事務局 まうので。

事務局 現実はそうでしょうが。おっしゃられるとおりです。

○1番 そうですね。今後のためにも覚えておかないといけませんね。

会 長 ほかに何かご意見はありませんか。

はい、佐藤委員。

○8番 前の議題で済みません、太陽光の借地代のことが分かれば教えてください。

事務局 借地代はちょっと聞いてなかったですけど、少し高くて、大体米3俵分ぐらい
いくということだったと思います。このため、普通に貸すよりも若干いいというよ
うなお話はされていました。

会 長 佐藤委員、よろしいですか。

○8番 はい。

会 長 質問もないようでありますので、それでは、この件につきまして、転用するの
問題がないか決定したいと思います。賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、当農業委員会としましては、諮問案件の番号3
については、転用するのに農地法上問題なしということで甲佐町長へ答申したいと
思います。

以上で、本日用意されていましたが議題を全て終了いたしました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

2 番

3 番